

令和8年3月21日

保護者各位

錦城学園高等学校
校長 及川 勝義

健康保険証の対応について

マイナ保険証への移行に伴い、学校の教育活動内での病院受診に際しての対応は以下の通りといたします。保険証のコピーは令和7年度より提出不要となりました。

◇マイナ保険証移行への推移

2024（令和6）年9月以降、「マイナ保険証」への移行に先立ち「資格情報のお知らせ」を各保険組合が配付。

2024（令和6）年12月2日、現行保険証の新規発行停止。

2024（令和6）年12月2日以降、マイナンバーカードを持っていない人や「マイナ保険証」利用登録をしていない人には「資格確認書」を各保険組合が交付。

* 現行保険証の有効期限内に無償で申請によらず交付。

* 有効期限は、交付日を含む月より3年後の年末まで。

2025（令和7）年12月1日以降、現行保険証は利用不可となる。

【1】通常の学校教育活動の場合の対応（書類は各自管理）

- ① 「マイナ保険証」の利用登録がある場合…下記のいずれかを携帯
 - ・「マイナ保険証」
 - ・マイナポータルに表示される「医療保険の資格情報」のPDFファイルをダウンロードしたもの
 - ・「資格情報のお知らせ」
- ② 「マイナ保険証」の利用登録がない場合…「資格確認書」を携帯

* 上記を携帯していない生徒が受診の場合は、一旦医療費の全額（10割）を支払い、後日自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることになるため、できるだけご準備ください（医療費の払い戻しは各家庭でお手続きください）。

【2】宿泊を伴う学校行事や部活動の合宿・遠征等の場合（書類は各自管理）

- ① 「マイナ保険証」の利用登録がある場合…下記のいずれかを携帯
 - ・「マイナ保険証」
 - ・マイナポータルに表示される「医療保険の資格情報」のPDFファイルをダウンロードしたものまたはそれを印刷したもの
 - ・「資格情報のお知らせ」またはそのコピー
- ② 「マイナ保険証」の利用登録がない場合
 - …「資格確認書」またはそのコピーを携帯

* 上記のいずれも携帯していない生徒が受診の場合は、一旦医療費の全額（10割）を支払い、後日自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることになるため、できるだけご準備ください（医療費の払い戻しは各家庭でお手続きください）。